

# 覚 書

国立大学法人東京大学宇宙線研究所（以下「甲」という。）、及び、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付で締結した、「大型低温重力波望遠鏡 KAGRA プロジェクトの推進に関する国立大学法人東京大学宇宙線研究所と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の覚書」（以下、「原覚書」という）に関する覚書の一部について、次の条項により変更する覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（有効期間の延長）

第1条 原覚書第9条で規定する有効期間「令和4年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に変更する。

（本覚書の位置付け等）

第2条 本覚書は、覚書締結日以降、原覚書の一部を構成するものとし、また、本覚書に定める事項以外の原覚書の条項は何ら変更されないものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 国立大学法人 東京大学  
宇宙線研究所長  
中 畑

雅 行 印



乙 大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構長  
山 内

正 則 印

